

=回覧=

注意喚起

小値賀町役場産業振興課

消費生活相談窓口

電話 56-3111 (代)

過払い請求・還付金請求の不審
電話にご注意ください！



えらかさんな

最近、町内において『生活支援センター』の担当者と名乗る者から「過払い金の請求手続きをすると、お金がかえってくる」という不審電話があったという情報をいただいております。この手口は、手数料名目でお金を詐取するのが目的です。また、自治体や税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、「医療費の還付金の手続きをする」「税金の還付金がある」などと言って、お金を振込ませようとする手口が横行するとおもわれます。このような不審な電話がありましたら、ご注意ください。

☆消費生活相談窓口よりアドバイス

【不審電話の目的】

個人情報を聞き出す。
情報収集が目的

- ・不審な電話は、すぐに切り来訪の申し出があつても断ってください！
- ・身に覚えが無い内容には、完全に無視をしてください。
- ・公的機関が還付金の手続き等の為に振込等を指示することは絶対にありません！
- ・口座番号や住所など個人情報を聞かれても、絶対に教えないでください。
- ・お金の話がでたら、詐欺と思ってください！

不審・不安に思う事がありましたら、全国共通ダイヤルまたは、消費生活相談窓口へお気軽にご相談ください。

・小値賀町消費生活相談窓口
(役場産業振興課内)

TEL 56-3111

・全国共通ダイヤル

TEL 188 (イヤヤ)